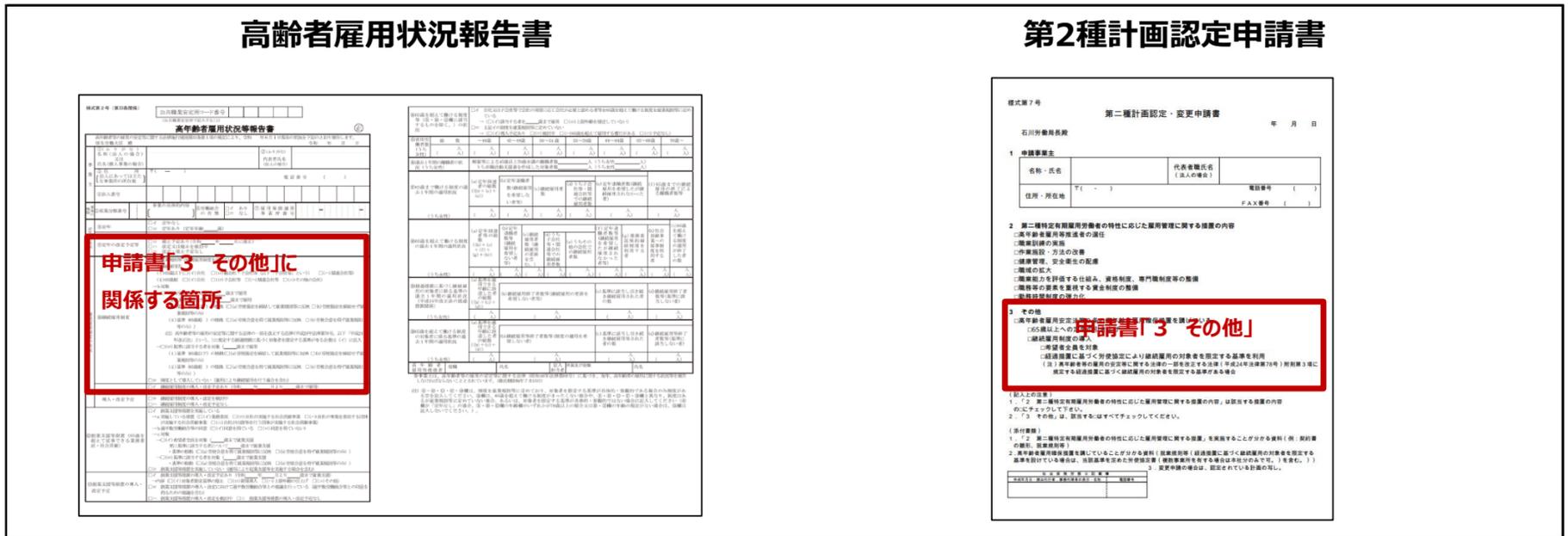


高齢者雇用状況報告書を添付する場合の第2種計画認定申請書の書き方について

第2種計画認定申請書に高齢者雇用状況報告書を添付する場合の、第2種計画認定申請書「3 その他」欄の書き方をご案内いたします。ご不明な点がございましたら、石川労働局 雇用環境・均等室までお問い合わせください。



高齢者雇用状況報告書「⑧定年」の欄
 イ「定年なし」に✓がある
 ⑧定年 イ 定年なし ロ 定年あり（定年年齢 歳）
 または
 □「定年あり」に✓があり 定年年齢が65歳以上
 ⑧定年 イ 定年なし ロ 定年あり（定年年齢 65 歳）

第2種計画認定申請書「3 その他」の欄
 次の2か所に✓
 ・「高齢者雇用安定法第9条の高齢者雇用確保措置を講じている。」
 ・「65歳以上への定年の引き上げ」
3 その他
 ✓ 高齢者雇用安定法第9条の高齢者雇用確保措置を講じている。
 ✓ 65歳以上への定年の引き上げ

高齢者雇用状況報告書「⑩継続雇用制度」の欄
 イb(i)「希望者全員を対象」に✓があり 対象年齢が65歳以上
 イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている
 → a 継続雇用先
 (i) 65歳以下 (イ) 自社 (ロ) 親会社・子会社等 (以下「子会社」)
 (ii) 65歳超 (イ) 自社 (ロ) 子会社等 (ハ) 関連会社等
 → b 対象
 → (イ) 希望者全員を対象 (65 歳まで雇用)

第2種計画認定申請書「3 その他」の欄
 次の3か所に✓
 ・「高齢者雇用安定法第9条の高齢者雇用確保措置を講じている。」
 ・「継続雇用制度の導入」
 ・「希望者全員を対象」
3 その他
 ✓ 高齢者雇用安定法第9条の高齢者雇用確保措置を講じている。
 65歳以上への定年の引き上げ
 ✓ 継続雇用制度の導入
 ✓ 希望者全員を対象

高齢者雇用状況報告書「⑩継続雇用制度」の欄
 イb(i)「希望者全員を対象」に✓があり 対象年齢が65歳未満
 イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている
 → a 継続雇用先
 (i) 65歳以下 (イ) 自社 (ロ) 親会社・子会社等 (以下「子会社」)
 (ii) 65歳超 (イ) 自社 (ロ) 子会社等 (ハ) 関連会社等
 → b 対象
 → (イ) 希望者全員を対象 (64 歳まで雇用)

第2種計画認定申請書「3 その他」の欄
 次の3か所に✓
 ・「高齢者雇用安定法第9条の高齢者雇用確保措置を講じている。」
 ・「継続雇用制度の導入」
 ・「経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用」
3 その他
 ✓ 高齢者雇用安定法第9条の高齢者雇用確保措置を講じている。
 65歳以上への定年の引き上げ
 ✓ 継続雇用制度の導入
 希望者全員を対象
 ✓ 経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用



経過措置の終了について

労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する経過措置は2025(令和7)年3月31日をもって終了します。

経過措置終了後は、定年を65歳以降に引き上げる 継続雇用の対象者を希望者全員とするといった措置を講じなければなりません。